

茨城県地域リハビリテーションアドバイザーの会
会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「茨城県地域リハビリテーションアドバイザーの会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の連携を主とし、茨城県において地域リハビリテーションに携わるすべての職種の連携及びその質の向上を図るとともに、県民への啓発活動を通じて本県の地域リハビリテーション活動の発展と充実を図ることを目的とする。

(事業および活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業および活動を行う。

- (1) 地域リハビリテーション及びそれに関連する活動に関わる研修会・講習会等の開催と支援
- (2) 地域リハビリテーションアドバイザーの質の向上及び普及啓発ための活動
- (3) 地域リハビリテーションに関する調査・研究・報告
- (4) その他、本会の目的達成に必要な活動

第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 茨城県地域リハビリテーションアドバイザー認定者
- (2) 茨城県地域リハビリテーションアドバイザー養成事業受講者
- (3) その他、本会において承認された者

(入会)

第5条 茨城県地域リハビリテーションアドバイザー認定者及び茨城県地域リハビリテーションアドバイザー養成事業受講者は、本会の会員となり、特に入会の手続きをとることを要しない。

- 2 その他、本会において承認された者の入会は、事務局の規定する所定の手続きを経なければならない。

(退会)

第6条 茨城県地域リハビリテーションアドバイザーの認定がなくなったとき、茨城県地域リハビリテーションアドバイザー養成事業受講者でなくなったときは、本会の会員でなくなるものとし、特に退会の手続きをとることを要しない。

- 2 その他、本会において承認された者の退会は、事務局の規定する所定の手続きを経なければならない。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第7条 本会に次の役員をおき、総会において選任する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1－2名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監事 2名

1名は茨城県地域リハビリテーション支援センター長が就くものとする。

- (5) 顧問等 若干名

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 幹事は、会務を実行する。

4 監事は、本会の会計及び会務を監査する。

(任期)

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第4章 会議

(総会)

第10条 総会は定期総会と臨時総会とする。

2 定期総会は、年1回開催し、臨時総会は、必要がある場合に随時これを開く。

第11条 総会は会長が招集し、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算の承認
- (2) 事業計画及び収支予算の決定
- (3) その他、幹事会において必要と認めた事項
- (4) 監事が必要と認めた事項

2 総会の決議は、出席会員の過半数をもって決する。

(幹事会)

第12条 幹事会は会長、副会長、幹事によって構成し、会長が召集する。

2 幹事会は総会に準じて開催し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事
- (3) その他、会長において必要と認めた重要な会務

(事務局)

第13条 本会事務局は、茨城県地域リハビリテーション支援センターにおく。

第5章 会計

(経費)

第14条 本会の経費は、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は細則に定める。

(事業年度・会計年度)

第15条 事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第6章 会則の変更

(会則の変更)

第16条 会則の変更は、総会において、出席会員の3分の2以上に当たる多数をもって決する。

第7章 雑則

(雑則)

第17条 本会則の施行についての必要な細則は、幹事会を経て会長が定める。

2 本会則に定めるものの他、会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

第8章 附則

第18条 この会則は、本会成立の日（平成24年2月26日）から施行する。

第19条 第1回総会において役員が選出されるまでの間は、発起人推薦の役員により会務を遂行する。

茨城県地域リハビリテーションアドバイザーの会
細則

1. 年会費

設立から当面の間は無料とする。

平成 24 年 2 月 26 日 決定